

別添 不需求コア期需給安定緊急対策事業

第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第2条第4項第1号イに規定する生乳生産者団体、同号に規定する第1号対象事業を行う事業者（以下「第1号対象事業者」という。）が事務局であって酪農業を営む者が構成員となっている団体、畜産業を営む個人が株主若しくは社員となっている株式会社（独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第1条の規定に基づく農林水産大臣が定める基準（平成15年10月1日農林水産省告示第1538号）の7に適合するものに限る。）又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とする。

第2 事業の内容

1 不需求コア期の需給安定緊急対策

酪農経営体の不需求コア期の生乳出荷実績数量が、第3の2の（2）により算出された比較対象出荷数量を基に算出された当該酪農経営体の不需求コア期日数相当の生乳出荷数量を下回る場合において、第3の1の要件を満たす酪農経営体に対して行う奨励金の交付

2 不需求コア期の需給安定緊急対策の推進

1の事業の円滑な推進を図るための必要な会議の開催、現地調査・推進指導等

第3 事業の実施

1 奨励金交付対象者

（1）第2の1の奨励金の交付対象となる酪農経営体は、生乳の生産者のうち事業実施主体又は事業実施主体の事務局である第1号対象事業者が生乳の販売を委託し、又は生乳を売り渡した者であって、乳用経産牛に係る牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号。以下「牛個体識別法」という。）第2条第2項に規定する管理者である者に限るものとする。

（2）（1）の規定にかかわらず、（1）の酪農経営体が法人の場合にあっては、独立行政法人、学校法人、宗教法人、試験研究機関、地方公共団体並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第11条の51に規定する農業経営規程を定め、農業の経営を行う者を除く。）は、第2の1の奨励金の交付対象となる酪農経営体に該当しないものとする。

2 奨励金交付対象数量等

(1) 不需要コア期出荷実績数量

不需要コア期出荷実績数量は、奨励金交付対象者が令和6年12月21日から令和7年1月8日までの19日間に酪農経営体が出荷した生乳数量（出荷先が複数ある場合は全ての出荷先への委託又は売渡しを行った数量の合計値とし、酪農経営体が自ら加工等により消費した数量は含まない。

(2) の生乳数量において同じ。) の合計値とする。

(2) 比較対象出荷数量

比較対象出荷数量は、奨励金交付対象者が原則として令和6年12月3日から12日までの10日間に酪農経営体が出荷した生乳数量の合計値を10で除した数とする。ただし、当該期間において抗生物質混入による生乳廃棄等により生乳出荷数量が著しく減少する日があるときは、その日の前日から遡って連続する10日間に出荷した生乳数量の合計値を用いて比較対象出荷数量を算出することができるものとする。

(3) 奨励金交付対象数量

奨励金交付対象数量は、比較対象出荷数量に19を乗じた数から不需要コア期出荷数量を引いた数とする。

3 奨励金交付単価

奨励金交付単価は、奨励金交付対象数量1kg当たり30円以内とする。

4 事業申込書の提出

事業に参加する酪農経営体は、別添様式により、国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（不需要コア期需給安定緊急対策事業）申込書（以下「事業申込書」という。）を作成の上、事業実施主体に提出するものとする。

5 事業の委託

事業実施主体は、この事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとし、この場合、委託契約を締結するものとする。

6 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和6年度とする。

第4 事業の推進指導

- 1 事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県及び関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 2 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化
 - (1) 事業に参加する酪農経営体は、「畜産における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行に係る方針並びに「みどりのチェックシート（畜

産) 」及びその解説書の一部改正について」(令和6年1月19日付け5畜産第2258号農林水産省畜産局企画課長通知)に基づき、要望調査時に「みどりのチェックシート(畜産)」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを事業実施主体に提出するものとする。

- (2) 事業実施主体は、全ての酪農経営体から提出された当該チェックシートを収集し、当該酪農経営体各取組を実施する旨を酪農経営体の一覧に記載して、当該一覧を機構に提出するとともに、当該チェックシートを保管するものとする。

第5 機構の補助

機構は、本事業の予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率等により、事業実施主体が第2に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第6 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

事業実施主体は、第5により補助金の交付を受けようとするときは、第3の4により提出された事業申込書を取りまとめ、自らの事業実施計画と併せ、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第1号の国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業(不需要コア期需給安定緊急対策事業)補助金交付申請書及び概算払請求書(以下「補助金交付申請書等」という。)を理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業(不需要コア期需給安定緊急対策事業)補助金交付変更承認申請書及び概算払請求書(以下「補助金交付変更承認申請書等」という。)を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30パーセントを超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めるときは、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるもの

とする。

- (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとするときは、補助金交付申請書等、補助金交付変更承認申請書等又は別紙様式第3号の国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（不需要コア期需給安定緊急対策事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

事業実施主体は、当該年度に実施した事業の実績を事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日（事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日）までに、別紙様式第4号の国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（不需要コア期需給安定緊急対策事業）実績報告書（以下「実績報告書」という。）を理事長に提出するものとする。

第7 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 事業実施主体は、理事長に対して補助金交付申請書等又は補助金交付変更承認申請書等を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 2 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定したときには、別紙様式第5号の国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（不需要コア期需給安定緊急対策事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出する

とともに、その金額（２の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合（事業実施主体自ら又はそれぞれの奨励金交付対象者の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第１５条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年６月３０日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第８ 帳簿等の整備保管等

１ 帳簿の整備保管

事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して５年間とする。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間（平成１６年４月８日付け１６農畜機第１２３号）に定める処分制限期間をいう。）を経過しない場合においては、事業の完了した年度の翌年度から起算して５年間を経過した後も財産管理台帳その他関係書類を整備保管するものとする。

２ 電磁的記録による整備保管

１に基づき作成、整備及び保管をすべき帳簿、台帳及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

３ 事業実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、事業実施主体に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

別表 不需求コア期需給安定緊急対策事業における補助対象経費及び補助率等

事業の種類	補助対象経費	補助率及び額
1 奨励金の交付	事業実施主体が、事業に参加する酪農経営体に対して奨励金を交付するのに要する経費	定額 奨励金交付対象 数量1kg 当たり 30円以内
2 事業の推進	事業実施主体が1の事業を円滑に実施するための会議の開催、現地調査、推進指導等に要する経費	定額

別添様式

年 月 日

国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業
(不需要コア期需給安定緊急対策事業) 申込書

国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業(不需要コア期需給安定緊急対策事業)別添の第3の4の規定に基づき当該事業に参加するため、下記のとおり申込書を提出します。

1 取組者の概要

酪農経営体名 (法人の場合は法人名を記載)	
酪農経営体が所在する住所	〒
代表者の役職・氏名 (上記と同様の場合は省略)	
生乳の受託販売契約又は買取販売契約を行っている生乳流通事業者名又は、直接の販売先(複数ある場合は全て記載すること)	

2 当酪農経営体においては、不需要コア期(令和6年12月21日～令和7年1月8日)に、全乳哺育等により当該時期の生乳出荷調整に取り組めます。 チェック欄

3 比較対象とする期間(令和6年12月3日～12日)において抗生物質混入による生乳廃棄等により生乳出荷数量が著しく減少する日があったため、比較対象期間として以下の期間を使用します。 チェック欄

3の□欄に✓を入れた場合は以下を記入すること。

生乳出荷量が著しく減少した日	
減少した理由	
比較対象期間とする日 (減少した日の前日から遡って10日間)	

4 事業の目的の範囲内で、事業実施主体が農場で飼養する搾乳牛頭数等のデータの提供を求めた場合に、データの提供を行うことに同意します。 チェック欄

(生乳の出荷先が複数ある者のみ記入すること)

5 当酪農経営体は、複数の出荷先がありますが、補助金の申請は、以下の者を通して行うこととし、補助金の二重申請はしていません。また、補助金申請先以外への出荷数量が分かる集乳伝票等を補助金申請先に提出することに同意します。 チェック欄

補助金申請先	
--------	--

別紙様式第1号

令和 年度国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（不需要コア期需給安定緊急対策事業）補助金交付申請書及び概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名

令和 年度において国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（不需要コア期需給安定緊急対策事業）を下記のとおり実施したいので、国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業実施要綱別添の第6の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

また、申請のとおり交付決定されたときは、概算払により金 円を支払われたく、同要綱別添の第6の3の（2）の規定に基づき請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙様式第1号の別添「令和 年度国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（不需要コア期需給安定緊急対策事業）実施計画」のとおり

3 事業に要する経費及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		今回概算払請求額	備考
		機構補助金	その他		

1 奨励金の交付					
2 事業推進指導					
合計					

(注) 事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を括弧書きで記載するとともに、その委託先を備考の欄に記載すること。

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 年 月 日

(2) 事業完了予定年月日 年 月 日

5 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店

預金種類 ○○預金

口座番号

口座名義

6 添付書類

(1) 定款

(2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書

(3) みどりのチェックシート（畜産）を実施する者の一覧

(注) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式第1号の別添

令和 年度国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（不需要コア期需給安定緊急対策事業）実施計画

1 奨励金を交付するのに要する経費

(単位：kg、円)

酪農経営 体名	比較対象 期	比較対象出荷 数量① (要綱別添 第3の2の (2))	不 需 要 コ ア 期 出 荷 実 績 数 量 ② (要綱別添第 3の2の (1))	奨励金交付対象 数量③ (①×19-②) (要綱別添第3の 2の(3))	奨励金額 (③×30 円)	負担区分		今回概算 払請求額	備 考
						機構補助金	その他		
合計									

注1：対象数量は、小数点以下切り捨てること。

注2：出荷数量については、集乳伝票等に基づいた数量を記載すること。

2 事業推進指導

(単位：円)

取組内容	事業費	負担区分		今回概算払請求額	積算	備考
		機構補助金	その他			
合計						

注：事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとにその委託費の額を（ ）書きで記載すること。

別紙様式第2号

令和 年度国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（不需求コア期需給安定緊急対策事業）補助金交付変更承認申請書及び概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（不需求コア期需給安定緊急対策事業）の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業実施要綱別添の第6の2の規定に基づき申請します。

また、申請のとおり変更交付決定されたときは、概算払により金 円を支払われたく、同要綱別添の第6の3の（2）の規定に基づき請求します。

記

1 変更の理由

2 事業の内容

別添「令和 年度国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（不需求コア期需給安定緊急対策事業）実施計画」のとおり

（注）別紙様式第1号の別添に準じて作成すること。

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

区分	事業費① =②+③	負担区分		既概算 払請求 額④	今回概 算払請 求額⑤ =②-④	備考
		機構 補助金②	その他③			
1 奨励金の交付						
2 事業推進指導						

(注) 2 及び 3 については別紙様式第 1 号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に、変更後をその下段に記載すること

4 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店
預金種類 ○○預金
口座番号
口座名義

別紙様式第3号

令和 年度国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（不需要コア期需給安定緊急対策事業）補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（不需要コア期需給安定緊急対策事業）について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業実施要綱別添の第6の3の（2）の規定に基づき申請します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業費遂行状況 (年 月 日現在)			既概算払受領額 ④	今回概算払請求額 ⑤	年 月 日迄予定 支払率 (④+⑤) /②	残額 ②-④ -⑤
	事業費 ①	機構補助金 ②	事業費 ③	機構補助金 ④	事業費出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業の実施状況が明らかとなる書類を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店
預金種類 ○○預金
口座番号
口座名義

別紙様式第4号

令和 年度国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（不需要コア期需給安定緊急対策事業）実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（不需要コア期需給安定緊急対策事業）について、下記のとおり実施したので、国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業実施要綱別添の第6の4の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別添「令和 年度国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（不需要コア期需給安定緊急対策事業）実績報告書」のとおり。

（注）別紙様式第1号の別添に準じて作成すること。

3 事業に要した経費及び負担区分

（注）別紙様式第1号の記の3に準じて作成すること。

4 事業に係る精算額

（単位：円）

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 年 月 日
(2) 事業完了年月日 年 月 日

6 振込先金融機関名等
金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店
預金種類 ○○預金
口座番号
口座名義

別紙様式第5号

令和 年度国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（不
需要コア期需給安定緊急対策事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあつた令和 年度国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（不
需要コア期需給安定緊急対策事業）補助金について、国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業実施要綱別添の第7の3の規定に基づき、下記のとおり報告
します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還
します。（返還がある場合、記載すること））

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額（ 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れにかかる消費税など相当額がない場合、その理由

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料